

「規制改革実施計画」

主要事項説明資料

令和 7 年 6 月
内閣府規制改革推進室

※ 本資料は、「規制改革実施計画」（令和 7 年 6 月 13 日閣議決定）の主要な規制・制度改革事項についての説明資料です。なお、説明は簡明なものとしているため、各事項の詳細及び引用等については、直接「規制改革実施計画」の本文をご参照ください。

目次

I. 地方創生

- P.1 膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）
- P.2 地方の移動の足不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備）
- P.3 在宅医療における円滑な薬物治療の提供
- P.4 一般用検査薬への転用の促進

II. 賃金向上、人手不足対応

- P.5 スタートアップの柔軟な働き方の推進
- P.6 時間単位の年次有給休暇制度の見直し
- P.7 デジタル・AI技術を活用した建設機械の安全義務及び技能要件の在り方について

III. 投資大国

- P.8 スタートアップの成長促進に向けたのれんの会計処理の在り方を見直し
- P.9 賃金デジタル払いの社会実装促進によるキャッシュレス決済の拡大
- P.10 水素社会の実現に向けた規制改革

IV. 防災・減災

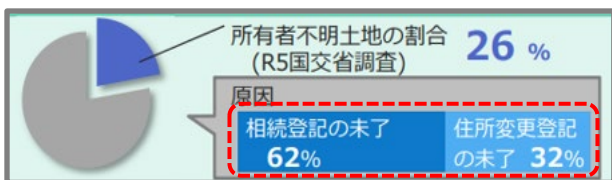
- P.11 迅速な復旧に向けた損壊家屋等の公費解体・撤去の促進
- P.12 救急救命処置の範囲の拡大

膨大な所有者不明土地等の有効活用（農地集約、工場建設等）

- 相続や住所変更の登記が未了の「所有者不明土地」が国土の1/4超に上る中、土地を活用する際、**所有者（登記名義人の子孫等）の探索に数か月以上（長い場合は数年）を要する。**
 - このため、公共事業等に係る**所有者探索を法務局が無償で行う制度**（法律等に根拠がある事業等に限定）について、**条例や補助金交付要綱に根拠がある事業まで対象を拡大するよう見直し。**これにより、耕作放棄地の活用や半導体工場の建設などにも適用可能に。（答申プロセスの中で、法務省と先行的な制度改正を実施することに合意し、令和7年4月に新制度が開始）。今後、建物への適用拡大を検討。
 - また、**土業者が戸籍証明書等をオンラインで請求できる仕組みを新たに創設**（令和7年度結論等）。
- ➔ **所有者探索コストを抜本的に低減し、農地集約や工場建設等に関する土地流動性を高め、地域産業を活性化。**

＜所有者不明土地特措法第44条に基づく長期相続登記等未了土地解消事業（現行では法律等に根拠のある事業等に限定）の対象に、条例や補助金交付要綱等を含む公的な根拠がある事業を追加するよう通知等を改正＞

【所有者不明土地】

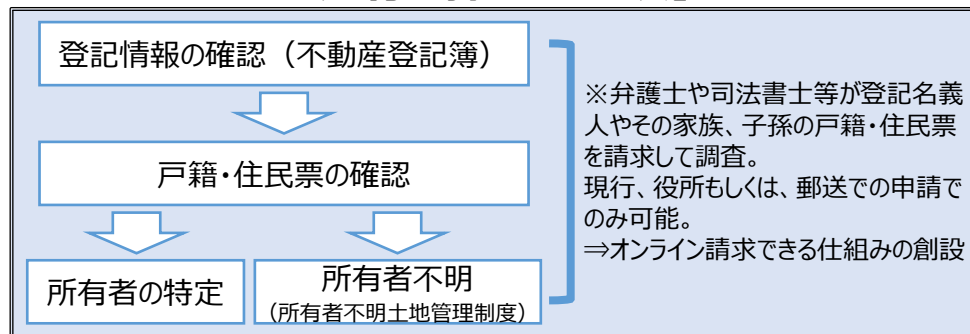


（出典）第1回地域産業活性化WG（令和6年9月30日）
法務省提出資料



（出典）東北農政局「所有者不明の遊休農地の再生利用」

【所有者探索プロセス】



（出典）第2回地域産業活性化WG（令和6年11月26日）資料1-1を元に規制改革推進室作成

【所有者探索に時間を要した事例】

堤防を建設しようとした際に所有者が1,000名超となり数年を要した。

福島県

東日本大震災の復興において、地方公共団体の依頼で事業用地取得のため、土業10名で半年以上かけ探索し、200筆の土地に相続人が約50名見つかった。

宮城県

農業法人の農地等取得に際して、相続人の所在不明により3年経過後も取得できていない。

福島県

（出典）自治体へのヒアリングを基に規制改革推進室作成



地方の移動の足不足の解消（ライドシェア、乗合タクシーの制度改善、自動運転タクシー実現のための制度整備等）

- 全国の移動の足不足と地域交通の担い手不足を解消するため、令和6年3月末に自家用車活用事業（日本版ライドシェア）が創設。大都市部のアプリ配車のマッチング率の改善など、一定の成果。
- 他方、各種調査結果からは、特に**中小都市ほど移動の足不足が深刻であり、自宅が市内中心部等から離れるほどタクシー確保の困難度が高まる**、宿泊・飲食業では**タクシー確保が困難であることで業務上支障が生じている**、といった実態。
- このため、**骨太方針2024等を踏まえ、必要な取組を進める。特に、地方の中小都市など※、公共交通手段の利便性が低い地域における移動の足不足の解消に向けた適切な制度の在り方も含め議論を進める。**①自家用車活用事業の時間帯等を、**地域の実情に応じて緩和**、②乗合タクシー等の**導入手続きの明確化・迅速化**、③自動運転タクシーの導入を見据え、**自動運転車の安全確保に関するガイドラインの具体化等**を実施。

※通院・介護、通勤・通学、買い物等の移動の足確保が困難な住民が存在する地域など。

→ **すべての地域で、住民や観光客が、必要時に、円滑に移動できる「移動の自由」が確保される社会**を目指す。

<道路運送法第78条第3項（「公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき」は自家用車の有償運送可）。国土交通省通達において、稼働可能な時間帯等が制限されている点を緩和 等>

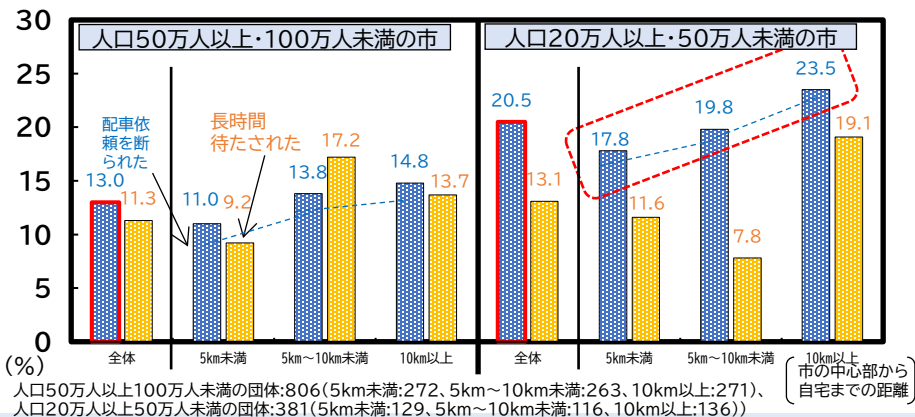
中小規模 団体



団体規模が小さくなるほど、また、自宅が最寄りの公共交通機関の駅や市内の中心部から離れている人ほど、地域公共交通の不便さ、タクシー手配の困難度等が深刻。

※中規模団体調査 ※複数回答

図 自宅周辺でタクシー手配に困った経験の内容(市内中心部からの距離別)



※出典:中小規模団体の移動実態に関する調査結果(令和7年4月内閣府規制改革推進室)

駅の 乗り場



駅前のタクシー乗り場に注目すると、大・中規模団体では雨天時・夜間に、観光地では人の移動が活発な日中に、タクシー手配が困難な状況。また、その他の条件では駅前の乗り場での長い待ち時間は発生せず、タクシーの手配の困難は、駅前以外の場所で発生。

大宮駅

(埼玉県さいたま市:人口134.5万人)

23時以降から30組以上の行列が発生。25時頃から常に30分以上の待ちが発生(待機車両が無し)。(4/18(金))
(東口24時40分頃)



箱根湯本駅

(神奈川県足柄下郡箱根町:人口1.1万人)

行列は日中に集中し、19時以降はほぼ発生せず。2～3組の行列でも、20分以上の待ちが発生。(4/19(土))
(13時40分頃)



※出典:地方の駅前等におけるタクシー手配の容易性に関する調査結果(令和7年5月内閣府規制改革推進室)

在宅医療における円滑な薬物治療の提供

- 地域で在宅患者のケアを行う訪問看護ステーションに配置できる医薬品は、薬機法に基づく厚労省通知により、臨時応急処置等に必要な滅菌消毒用医薬品及び7品目（浣腸液、床ずれ処置に必要な医薬品など）に限定。

※ 訪問看護師は、医師の処方指示や包括的指示（患者の病態変化を予測し、その範囲内で実施すべき行為を一括した指示）に基づき、当該医薬品を使用。

- こうした中、24時間対応の薬局がない地域（全市町村の約15%）や薬局が閉店する夜間・休日に、脱水など在宅患者に急な症状が発生した際、訪問看護師が必要な医薬品（点滴の輸液、解熱鎮痛剤等）を確保できない事例が発生。
- このため、医師等との連携を前提に、在宅患者の急な症状に対応するために必要な医薬品（まずは点滴の輸液）を、訪問看護ステーションに配置可能とするよう、厚労省通知を改正。（令和7年措置）

➔ いかなる地域・時間帯・場面でも、在宅患者の急な症状に応じて、必要な薬剤を円滑に提供できる環境を実現。

＜薬機法(*)第25条に基づく厚労省通知により規定される訪問看護ステーションに配置可能な医薬品について、点滴等の輸液等を追加するよう通知を改正＞

*医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）

【点滴が必要となった事例】

【24時間対応が可能な薬局がない地域（例：沖縄県19町村）】

- ・患者が脱水症状を呈しているため医師に報告したところ、点滴の指示を受けたが、点滴を入手するのに医療機関まで往復2時間を要した。
- ・訪問看護ステーションに輸液があれば、すぐに点滴でき、患者の症状もすぐに緩和できた。

▼訪問看護師による在宅患者への点滴

▼輸液の製品例



[左図]社会医療法人創和会いれい病院HP「倉敷いれい訪問看護ステーション」より引用
[右図]大塚製薬工場医療関係者向け情報サイトにおける「フィジオ140輸液」より引用

(凡例)

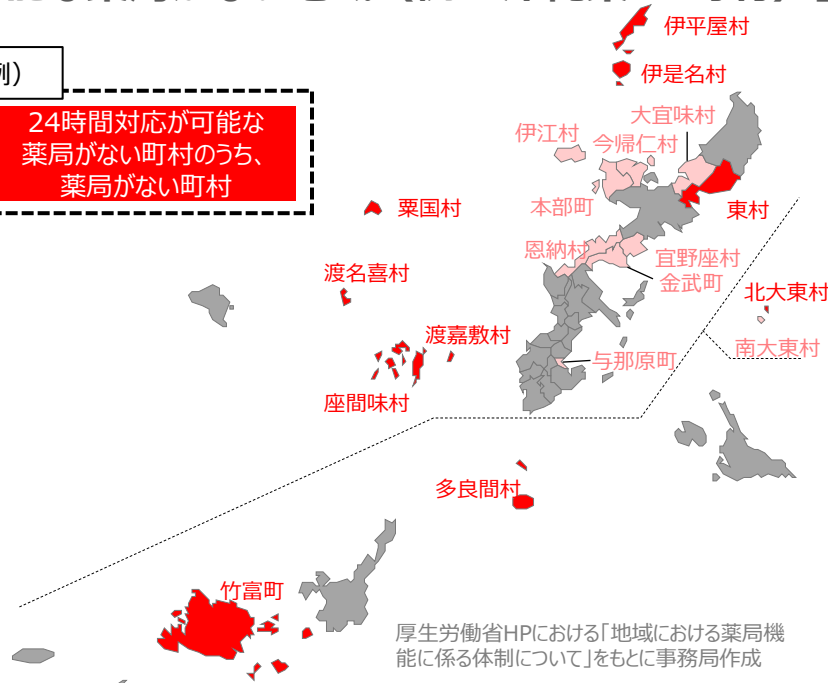
24時間対応が可能な
薬局がない町村

24時間対応が可能な
薬局がない町村のうち、
薬局がない町村

(参考)

24時間対応が可能な薬局が
ない市町村の各都道府県の
全市町村に占める割合
(上位3都道府県)

都道府県	割合 (%)
沖縄県	46.3
奈良県	41.0
北海道	35.8
(全国)	(15.3)



厚生労働省HPにおける「地域における薬局機能に係る体制について」をもとに事務局作成